

令和5年横瀬町農業委員会第4回総会議事録

1. 開催日時 令和5年5月24日(水) 午後4時から4時16分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員(11人)

会長	5番	富田哲夫
会長職務代理者	2番	浅見明仕
農業委員	1番	武藤量司
	3番	八木原智宏
	4番	若林想一郎
	6番	小泉茂樹
	7番	町田幸広
	8番	村越聡
	10番	千島孝夫
農地利用最適化推進委員	第1	平沼良一
	第2	関口孝夫

4. 欠席委員(2名)

	9番	平沼邦夫
	第3	石黒夢積

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第9号 農地法第3条による許可申請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	町田勝一
書記	小俣敏孝
	渡部希生

7. 会議の概要

議 長 時間になりましたので、農業委員会を始めたいと思います。
本日、9番、平沼邦夫委員から欠席の旨の報告がありましたので、ご報告を申し上げます。本日の出席委員は9名です。
会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第4回農業委員会を開会いたします。
なお、石黒夢積 農地利用最適化推進委員からも欠席の旨の通告がありましたので、ご報告を申し上げます。
それでは、日程第1、議事録署名委員の指名について議題といたします。
会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが、慣例により議長よりご指名を申し上げたいと思いますが、ご異議はございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。
よって、議長よりご指名申し上げます。
1番、武藤量司委員、2番、浅見明仕委員のご両名にお願いしたいと思います。
日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
本日の議事は、議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件の1件でございます。
会期は本日1日間にしたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日間と決定いたしました。
日程第3、議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

議案第9号につきまして、事務局からの説明を求めます。

事 務 局 議案第9号について説明いたします。
議案第9号の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目、現況地目ともに畑で、計画面積は1,084平方メートルです。譲受人、譲渡人ともに秩父市在住の方であります。
申請理由は、所有権の移転となっております。
3ページ目をご覧ください。案内図1で場所について説明いたします。

申請地の場所は、この地図の上方にあります、赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、根古屋3区コミュニティ広場の南西、約100メートルのところ申請地になります。自身が経営する洋菓子店で使用する果樹の栽培を行うべく、この農地の取得を計画したものでございます。

今年の2月の農業委員会総会において、今回と同一申請人による、宅地転用の許可申請を審議していただきましたが、その際に説明した農地取得案件でございます。そのときの転用申請につきましては、令和5年3月16日付けをもって県知事から認可証が出されております。現在、住宅建築に向けて最終的に準備を進めているとのことで、住宅完成後は譲受人が秩父市から転入し、当初計画のとおり今回の申請地を管理して果樹栽培を行っていくこととなります。

譲受人ご夫婦につきましては、高度な農業経験はございませんが、奥様の母親は長瀬町において長年お茶栽培を行っている実績があり、今後全面的に協力が得られること、また窓口で相談を受けている際に、秩父農林振興センターに果樹栽培について相談したらどうかとアドバイスをしたところ、実際に振興センターへ伺っていることなども確認しております。

農地法第3条の規定による許可申請に関する審議内容の要点につきましては、委員の皆様もご承知のとおり、農地法の改正に伴い今年4月の審議以降、今までの「下限面積要件」については撤廃となっております。その他の要件については、今までと変わりはありません。具体的には、農地法第3条第2項第1号に規定する「全部 効率的 利用要件」とし、全ての農地について耕作が認められるか。耕作目的で農地を取得したのち、違反転用などの行為がないか。農業従事者や農機具の所有状況はどうか。これまでの営農実績などから全ての農地を耕作できる農業経営能力を有しているかなどを判断していただきます。

続いて、農地法第3条第2項の第4号に規定する「常時 従事要件」といたしまして、取得者及び世帯員の年間農業従事日数が、一般的には150日以上あるかどうかを判断していただきます。

最後に、農地法第3条第2項第6号に規定する「地域 調和要件」といたしまして、周辺地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかを判断していただきます。

事務局といたしましては、許可基準の全てを満たしているものと考えております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了します。
続きまして、担当委員の説明に移ります。
担当委員の平沼推進委員、お願いします。

平沼推進委員 農地利用最適化推進委員の平沼です。上程されました議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

5月20日午前9時頃、補助委員の小泉農業委員と現地確認を行いました。場所は、根古屋3区のコミュニティ広場から西武線の高架をくぐり武甲山方面に100メートルほど進んだところになります。先ほど事務局の説明にもございましたが、今年2月に審議した5条転用に関連する申請でございます。果樹等を適切に栽培していくということで、農地取得の条件等も満たしていると判断されますので、皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長 ありがとうございます。
続きまして、補助委員の説明に移ります。
補助委員6番小泉委員、お願いします。

小泉委員 農業委員の小泉です。上程されました議案第9号について所見を申し上げます。

5月20日午前9時頃、平沼推進委員と現地確認をしてまいりました。今回の申請農地は、草刈り等は適正に行われておりましたが、数年来耕作されていない状況でした。今後、果実等を栽培するというのであれば、農地本来の活用が見込めるということであります。また、さきの農地転用申請も許可が出ているということで、自宅の隣の農地となり、今後の管理も十分していただけるものと考えます。このようなことから、特に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 ありがとうございます。
以上で担当委員の所見を終了いたします。
暫時休憩いたします。

休 憩 午後 4時11分

再 開 午後 4時15分

議長 会議を再開いたします。
続いて、質疑に移ります。

質疑のある方は挙手をもってお願い申し上げます。よろしいでしょうか。

〔「なし」〕

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。上程中の議案第9号につきましては、許可をすることに賛成の方は、挙手をもってお願いいたします。

〔挙手全員〕

議 長 ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可することに決定いたしました。

ここで、会議録での字句の整理について、お諮りいたします。会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

本日、委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。これをもちまして閉会といたします。

(午後 4時16分)